|  |
| --- |
| 【ケース１】一人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合（基準額＝37,200円） |
| （障害福祉サービス）利用者負担額：25,000円　　　　　　　　→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など（介護保険サービス）利用者負担額：30,000円　　　　　　　　→訪問介護、訪問看護、通所リハビリ、福祉用具貸与など（世帯の利用者負担額の合計）25,000円 ＋ 30,000円＝55,000円（償還される金額）　　　　　55,000円 － 37,200円＝17,800円 |

算定事例

|  |
| --- |
| 【ケース２】世帯内に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合（基準額＝37,200円） |
| 夫（障害福祉サービス）利用者負担額：20,000円→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など 妻（障害福祉サービス）利用者負担額：30,000円→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など（世帯の利用者負担額の合計）20,000円 ＋ 30,000円＝50,000円（償還される金額） 　 50,000円 － 37,200円＝12,800円 |

|  |
| --- |
| 【ケース3】一人の方（障害児）が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合（基準額＝4,600円） |
| （障害福祉サービス）　　利用者負担額：4,600円→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など（児童福祉法のサービス）利用者負担額：3,000円→障害児通所支援、障害児入所支援など（世帯の利用者負担額の合計）4,600円 ＋ 3,000円＝7,600円（償還される金額） 　 7,600円 － 4,600円＝3,000円 |

|  |
| --- |
| 【ケース4】兄弟で複数のサービスを利用している場合（基準額＝4,600円） |
| 兄（障害福祉サービス）　　利用者負担額：4,600円→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など　（児童福祉法のサービス）利用者負担額：3,000円弟（児童福祉法のサービス）利用者負担額：3,000円→障害児通所支援、障害児入所支援など（世帯の利用者負担額の合計）4,600円 ＋ 3,000円＋ 3,000円＝10,600円（償還される金額） 　 10,600円 － 4,600円＝6,000円 |

|  |
| --- |
| 【ケース5】親子で複数のサービスを利用している場合（基準額＝①4,600円・②37,200円） |
| 父（補装具）　　　　　　　利用者負担額：37,200円母（障害福祉サービス）　　利用者負担額：9,200円→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など姉（児童福祉法のサービス）利用者負担額：4,600円弟（児童福祉法のサービス）利用者負担額：4,600円→障害児通所支援、障害児入所支援など（世帯の利用者負担額の合計）4,600円 ＋ 4,600円＝9,200円（償還される金額） ①9,200円 － 4,600円＝4,600円　　　　②37,200円 ＋ 9,200円 ＋ 4,600円 － 37,200円＝13,800円（①+②の合計）＝18,400円 |

※事例によって様々なケースが考えられますので、ご不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。